

# 《改正後溶込》

## 魚沼地区障害福祉組合情報公開条例施行規則

平成25年12月25日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、魚沼地区障害福祉組合情報公開条例(平成25年魚沼地区障害福祉組合条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開請求書)

第2条 条例第9条に規定する請求書は、情報公開請求書(様式第1号)によるものとする。

(公開請求に対する決定通知等)

第3条 条例第10条第2項の規定による通知は、情報の公開をすることを決定した場合は公開決定通知書(様式第2号)により、情報の部分公開をすることを決定した場合は部分公開決定通知書(様式第3号)により、情報の公開をしないことを決定した場合は非公開決定通知(様式第4号)により行うものとする。

2 条例第10条第3項の規定による通知は、情報公開決定期間延長通知書(様式第5号)により行うものとする。

3 条例第10条第5項の規定による通知は、情報不保有通知書(様式第6号)により行うものとする。

(情報の公開の実施方法)

第4条 情報の公開は、管理者が指定する期日及び場所において行うものとする。

2 情報の公開を受けるものは、当該公文書を丁寧に取り扱い、汚損してはならない。

3 管理者は、情報の公開を受けるものが前項の規定に違反したときは、情報の公開を中止することができる。

(公文書の写しの交付に要する費用)

第5条 条例第12条第2項に規定する費用は、次のとおりとする。ただし、写しの作成又は送付に特別の経費を要するときは、その実費額とする。

(1) 写しの作成に要する費用 1枚当たり10円

(2) 写しの送付に要する費用 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する

る法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便に係る料金

(運用状況の公表)

第6条 条例第14条の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 公開請求の件数及び処理状況
- (2) 審査請求の件数及び処理状況
- (3) その他管理者が必要と認める事項

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

情報公開請求書

年 月 日

様

住 所

氏 名

電話番号 ( )

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

魚沼地区障害福祉組合情報公開条例第9条の規定により、次のとおり情報の公開を請求します。

<p>請求する情報の件名又は内容</p>	<p>(公開してほしい情報の概要を具体的に記入してください。)</p>
<p>公開方法</p>	<p><input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他( )</p>
<p>請求者の区分</p>	<p><input type="checkbox"/> 管内に住所を有する個人</p> <p><input type="checkbox"/> 管内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体 (事務所又は事業所の名称 ) (所在地 )</p> <p><input type="checkbox"/> 管内に存する事務所又は事業所に勤務する個人 (勤務先の名称 ) (所在地 )</p> <p><input type="checkbox"/> 管内に存する学校に在学する個人 (学校名 )</p> <p><input type="checkbox"/> 実施機関が行う事務又は事業に具体的な利害関係を有する個人、法人その他の団体 (利害関係の内容 )</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (請求の理由等 )</p>

※ のある欄は、該当する個所にレ印を記入してください。

様式第2号(第3条関係)

公開決定通知書

番 号  
年 月 日

様

実施機関名



年 月 日付けで請求のあった情報の公開について、次のとおり公開することに決定したので通知します。

公開する 情報の内容	
公開方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他(                    )
公開日時	
公開場所	
主 管	電話番号 (    )                    内線

※ 公開を受ける際は、本書を提示してください。

部 分 公 開 決 定 通 知 書

番 号  
年 月 日

様

実施機関名



年 月 日付けで請求のあった情報の公開について、次のとおり公開できない情報を除いて公開することに決定したので通知します。

公 開 す る 情 報 の 内 容	
公 開 で き な い 情 報 の 内 容	
公 開 方 法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他( )
公 開 日 時	
公 開 場 所	
公開できない理由	魚沼地区障害福祉組合情報公開条例第 条第 号に該当
上 記 理 由 が な く な る 時 期	<input type="checkbox"/> 有 年 月 日 上記期日以後に公開できますので改めて請求してください
	<input type="checkbox"/> 無
主 管	電話番号 ( ) 内線

(付記) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます。

※ 公開を受ける際は、本書を提示してください。

様式第4号(第3条関係)

非公開決定通知書

番 号  
年 月 日

様

実施機関名



年 月 日付けで請求のあった情報の公開について、次のとおり公開しないことに決定したので通知します。

公開できない 情報の内容	
公開できない 理由	魚沼地区障害福祉組合情報公開条例第 条第 号に該当
上記理由が なくなる時期	<input type="checkbox"/> 有 年 月 日 上記期日以後に公開できますので改めて請求してください
	<input type="checkbox"/> 無
主 管	電話番号 ( ) 内線

(付記) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます。

様式第5号(第3条関係)

情報公開決定期間延長通知書

番 号  
年 月 日

様

実施機関名



年 月 日付けで請求のあった情報の公開について、次のとおり決定期間を延長するので通知します。

当初の決定期間の満了日	年 月 日
延長理由	
延長後の決定期間の満了日	年 月 日
主 管	電話番号 ( ) 内線

様式第6号(第3条関係)

情報不保有通知書

番 号  
年 月 日

様

実施機関名



年 月 日付けで請求のあった情報の公開について、次の理由でその情報を保有していないので通知します。

請求された情報の 内 容	
不保有の理由	
主 管	電話番号 ( ) 内線

(付記) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます。